マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。

但し、被保険者が住民税非課税の場合は、事前申請が必要になります。※下記参照

常務理事	事務長	課長	担当

健康保険限度額適用認定証交付申請書

被保険者情報	被保険者等記号・番号	記号　　番号	事業所名（会社名）	
	氏名		生年月日	昭和 平成　年　月　日
	住所	〒 TEL　－　－		

適用対象者	氏名		生年月日	昭和 平成 令和　年　月　日
			被保険者との続柄	
	傷病原因 傷病原因が負傷の場合は右の負傷状況欄にもご記入ください	□病気　□出産　□負傷（骨折、捻挫などのケガ）　□その他（　　）		
		負傷状況	負傷時	□私用時間　□業務上　□通勤途上 ＊ 業務上や通勤途上の場合は労災適用のため使用できません
			具体的な状況	（いつ、どこで何をしている時に、どのように負傷したか詳細に） ※交通事故の場合は健康保険組合までご連絡ください。
	認定証使用開始月	令和　年　月　から使用開始	原則、受付月の1日からとなります。 有効期限は発行月から8月末日迄です。	

※被保険者の「住所」以外に送付を希望する場合はご記入ください。	
送付希望先	□会社　□その他（　　）
送付住所	〒 住所 宛名　TEL　－　－
	※自宅以外に送付する場合、宛名には、勤務先部署名や、病院名（病室等）、実家の氏名など詳しくご記入ください。

上記のとおり健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。

受付印

※被保険者が住民税非課税の場合は、本申請書ではなく「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」と非課税証明書(被保険者)をご提出ください。